

広陵町空家等実態調査  
及び  
空家等対策計画策定  
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月  
広陵町 住民環境部 環境政策課

# 広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託公募型プロポーザル 実施要領

## 第1. 業務概要

### （1）業務名

広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託

### （2）目的

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年号外法律第127号）に基づき、空家等の実態調査及び空家等に関するデータベースの更新を行うことで、広陵町の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### （3）業務の内容

別紙1「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### （4）委託契約期間

空家等実態調査業務については、令和8年度に実施し、契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。

空家等対策計画策定業務については、令和9年度に実施し、契約締結日から令和10年3月24日（金）までとする。

※各年度の委託契約期間終了後、実績報告書や成果品等の必要書類を提出し、発注者の完了検査を受けること。

### （5）提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、令和8年度事業分として6,660,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ）、令和9年度事業分として6,540,000円とし、合計額は13,200,000円とする。

なお、年度毎の上限額を超えた提案は無効とする。

### （6）受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、別紙2「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託に係る審査評価基準表」のとおり。

## 第2. プロポーザルに関する事項

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（単独の事業者又は複数の事業者で構成される事業者グループ）は、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 令和8年2月1日時点において、広陵町建設工事及び測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格若しくは物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格のいずれか若しくは両方に登録があること。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ③ 広陵町から指名停止措置を受けていないこと。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者であること。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ⑥ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ⑦ 納付すべき国税及び地方税の滞納がない者であること。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ⑧ 管理技術者又は照査技術者自身が、技術士【建設部門】、技術士【総合技術管理部門（建設部門）】又は【RCCM（都市計画及び地方計画部門）】の資格を有すること。

【グループの場合、構成するいずれかの事業者が条件を満たすこと】

- ⑨ 国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体が過去3年以内（令和5年度～令和7年度）に発注した空家等実態調査業務又は空家等対策計画策定業務委託について、元請（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注した実績があること。受注実績は、履行中のものも含む。

【グループの場合、構成する全ての事業者が条件を満たすこと】

- ⑩ 受託者は、本業務内で利用するデータの情報保護及び品質管理の観点から、次のいずれかの資格を取得しているものとし、併せて契約時に登録書（写）を提出するものとする。なお、事業者グループにより参加する場合は、グループを構成するいずれかの事業者が、資格を取得していれば良いこととする。

（ア）情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014）

(イ) プライバシーマーク (JIS Q 15001:2006)

【グループの場合、構成するいずれかの事業者が条件を満たすこと】

(2) スケジュール

募集開始 (町ホームページ)	令和8年2月6日 (金)
質疑書の提出期限	令和8年2月16日 (月) 午後5時
質疑書に対する回答期日	令和8年2月20日 (金) 午後5時頃
参加申込書等の提出期間	令和8年2月24日 (火) から 令和8年3月3日 (火) まで
企画提案書等の提出期間	令和8年2月24日 (火) から 令和8年3月10日 (火) まで
プレゼンテーション	令和8年3月19日 (木)
最終審査結果通知	令和8年3月25日 (水) を予定

(3) 参加申込書の提出

① 提出期間

令和8年2月24日 (火) から令和8年3月3日 (火) まで

※郵送の場合は、令和8年3月3日 (火) 必着とする。

② 提出場所

広陵町 住民環境部 環境政策課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

④ 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

(ア) 【様式1】参加申込書

(イ) 【様式2】参加資格に関する申立書

(ウ) 【様式3】受注実績調書 (参加要件及び実績審査)

(エ) 【様式4】会社概要書

(オ) 【様式5】配置技術者調書

⑤ 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は、辞退届 (任意の様式) を環境政策課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(4) 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式6】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出するこ

と。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

① 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時

② 送信先アドレス及び確認先電話番号

広陵町 住民環境部 環境政策課

電子メール：[kankyo@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:kankyo@town.nara-koryo.lg.jp)

電話番号：0745-55-1001

なお、件名は「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託」とすること。

③ 質疑書の回答

町ホームページに回答を掲載する。

掲載については、令和8年2月20日（金）午後5時頃に行う。

（5）企画提案書等の提出

企画提案書は（6）の記載に基づき、見積書は（7）の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者（グループ）につき1案とする。

① 提出期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月10日（火）まで

② 提出先

広陵町 住民環境部 環境政策課

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

④ 提出書類

企画提案書（正）〈任意の様式〉	1部
企画提案書（副）〈任意の様式〉	10部
電子媒体（CD-R等）	1部
見積書（任意様式）	1部

（6）企画提案書の作成

① 企画提案書表紙（任意様式）

② 施工体制（任意様式）

組織図のような図形で表記し、氏名・役職・職歴・保有資格等を明記すること。

③ 事業実施スケジュール（任意様式）

本実施要領中「第1.業務概要（4）委託契約期間」に記載の通り、事業実施スケジュールについても、年度ごとに作成すること。

④ 企画提案書（任意様式）

- (ア)企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用すること。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- (イ)企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は補足資料（最大2枚）を含め5枚（表紙、施工体制及びスケジュールを除く。）までとすること。
- (ウ)使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。
- (エ)記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。
- また、脚注の記載に使用するフォントの大きさは、8ポイント以上とすること。

#### （7）見積書作成要領

- ① 広陵町空家等実態調査業務委託費用（令和8年度）【任意様式】

仕様書（別紙1）中、第14条（業務内容）「1.空家等実態調査」に記載する業務に必要となる業務費用に係る全ての費用を記載すること。ただし、合計金額は6,660,000円以内とする。

- ② 広陵町空家等対策計画策定業務委託費用（令和9年度）【任意様式】

仕様書（別紙1）中、第14条（業務内容）「2.空家等対策計画策定」に記載する業務に必要となる業務費用に係る全ての費用を記載すること。ただし、合計金額は6,540,000円以内とする。

#### （8）選定方法

- ① プрезентーションの実施

企画提案書に基づき、提案事業者によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (ア)1事業者当たりの持ち時間は、40分（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）程度とする。

- (イ)プレゼンテーションへの出席者は、全員で3人以内とする。

- (ウ)プレゼンテーションの内容は、必ず事前に提出した企画提案書等に基づき説明し、それ以外の資料を用いないこと。

- (エ)提案内容をパワーポイント等にて表現する場合は、PC等を持参すること。大型モニター（75インチ）・HDMIケーブル・電源は本町で用意する（パワーポイント及びPC等の使用は必須ではない。）。

- (オ)会場及び期日については次のとおり

【会場】広陵町役場 3階 第一委員会室

【控え室】広陵町役場 3階 第二会議室

【期日】令和8年3月19日（木）

※なお、集合時刻等の詳細な日程については、別途連絡することとする。

## ② 審査基準

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、別紙2「広陵町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務委託 受託者選定に係る審査評価基準表」に定めるところによる。

評価点が最も高かった者を優先交渉権者とし、評価点が2番目に高かった者を第2位優先交渉権者とする。合計点が同点の場合は、審査評価基準表の「2 企画提案書・プレゼンテーションの内容等」のうち「空家等対策計画(8)～(11)」の合計点数が高い提案者を優先交渉権者とし、それでもなお同点となる場合は、見積額を比較して額の低い提案者を優先交渉権者とする。

審査結果の通知については、提案のあった全ての事業者に対して、令和8年3月25日(水)頃文書により通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

## (9) 契約

### ① 業務の詳細な内容に関する協議

随意契約に向けた協議の上、業務の詳細な内容を協議し、最終的な仕様の決定を行う。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、第2位優先交渉権者を優先交渉権者として協議を行うものとする。

### ② 契約が締結できない場合

優先交渉権者が契約の締結までに、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は契約を締結しない。

(ア) 正当な理由なくして、契約の締結に応じないとき。

(イ) 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託者として相応しくないと認められるとき。

## 第3. 留意事項等

### (1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 見積額が業務委託上限額を超えた場合（各年度の上限額を超えた場合も同じく失格・無効とする。）
- ⑤ 契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなったとき

### (2) 留意事項

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、町から

指示があった場合を除く。

- ③ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は広陵町情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 仕様書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- ⑧ 審査経過に関する質問等は一切回答しない。

#### 【問合わせ先及び担当者】

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町 住民環境部 環境政策課

担当：藤本・松永

(TEL) 0745-55-1001

(FAX) 0745-55-1009

(Mail) [kankyo@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:kankyo@town.nara-koryo.lg.jp)